

附則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約および規約等を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。
- (3) この約款は、平成 16 年 4 月 1 日より施行します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、J:COM TV デジタルサービスに関連する以下の規定については、平成 16 年 4 月 15 日から実施します。

第 12 条 (PPV 等の視聴)
第 24 条 (他の放送サービスの機器等の使用)
第 30 条 (C-CAS カードの貸与)
第 31 条 (C-CAS カードの紛失等)
第 32 条 (C-CAS カードの再発行)
第 33 条 (C-CAS カードの返却)
その他各条文中、J:COM TV デジタルサービス、PPV 等に関する括弧書等の記載事項
料金表中、J:COM TV デジタルサービス (タイプ C) の提供開始ならびに、BS デジタルサービス (タイプ A)、J:COM TV デジタルサービス (タイプ B)、およびデジタル WOWOW パッケージに関する料金変更の取り扱い等

第 1 条 (契約に関する経過措置)

この改正実施の際現に、当社がケーブルテレビ加入契約約款 (料金表を含み、以下「テレビ約款」といいます。)、BS デジタルサービス加入契約約款 (料金表を含み、以下「BS 約款」といいます。) および J:COM TV デジタルサービス加入契約約款 (料金表を含み、以下「J:COM TV 約款」といいます。また「テレビ約款」、「BS 約款」、「J:COM TV 約款」を総称する場合は「旧約款」といいます。) の規定により締結している、当社が提供する「ケーブルテレビサービス」、「BS デジタルサービス」、および「J:COM TV デジタルサービス」 (以下、3 サービスを総称する場合は「旧サービス」といいます。) については、この改正実施の日において、この約款の規定により、以下のサービスにそれぞれ移行したものとします。

旧サービス	新サービス
ケーブルテレビ加入契約約款 ケーブルテレビサービス	J:COM TV サービス加入契約約款 ケーブルテレビサービス
BS デジタルサービス加入契約約款 BS デジタルサービス	BS デジタルサービス
J:COM TV デジタルサービス加入契約約款 J:COM TV デジタルサービス	J:COM TV デジタルサービス

2 この改正実施の際現に、テレビ約款の規定により一時停止を行っている契約については、前項の規定に準じて取り扱います。

第 2 条 (設備に関する経過措置)

この改正実施の際現に、当社が旧約款の規定により提供している設備 (機器等を含みます。) は、この改

正実施の日において、附則第1条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する設備に移行したものとします。

第3条（料金等の支払いに関する経過措置）

この改正実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務は、なお従前のおりとしてします。

第4条（損害賠償に関する経過措置）

この改正実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた旧サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第1条（契約に関する経過措置）の規定により移行する契約に係るものについては、この改正実施の日において、なお従前のおりとしてします。

第5条（この改正実施前に行った手続きの効力等）

この改正実施前に当社に対し旧約款の規定により、行った手続きその他の行為については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正実施の際現に、当社が旧約款の規定により提供している旧サービスについてはこの附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

この改正規定実施前に支払いまたは支払われなければならなかった料金その他の債務は、なお従前のおりとしてします。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年9月25日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

「BSデジタルサービス(タイプA)」(以下、「タイプA」といいます。)および「J:COM TV デジタルサービス(タイプB)」(以下、「タイプB」といいます。)については、以下の取り扱いとします。

この改正規定実施前に支払いまたは支払われなければならなかった料金その他の債務は、なお従前のおりとしてします。

第1条（タイプAに関する経過措置）

タイプAについては、平成17年1月31日をもって、サービス提供を終了します。

J:COM TV サービス

ただし、当社は、止むを得ない特段の事情がある場合に限り、当社が当該加入者に通知するまでの間、タイプ A を、この約款第 10 条（当社が提供する放送サービス）第 1 項第 4 号で規定するその他のサービスとして提供します。

- 2 前項で提供するその他のサービスの料金は、従前の料金と同額とします。また、提供条件については、この附則で規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に準じて提供しているものとします。
- 3 この改正実施の際現に、一時停止を行っている契約については、第 1 項ただし書きの規定に準じて取り扱います。
- 4 第 1 項に規定する当該加入者は、この約款第 8 条（解約）に定める解約、第 9 条（停止および解除）に定める解除の場合、および第 1 項に基づき当社が当該加入者に通知を行ったのち相当期間が経過した場合には、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、以下の損害金を請求します。

損害金	50,000 円/J:COM デジタルチューナー1 台毎
	3,000 円/J:COM デジタルチューナー専用リモコン
	※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎

- 5 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、前項で規定する未返却時の損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第 2 条（タイプ B に関する取り扱い）

タイプ B については、平成 17 年 2 月 1 日をもって、区分を廃止し、J:COM TV デジタルサービスとして取り扱います。

- 2 この改正実施の際現に、一時停止を行っている契約については、前項の規定に準じて取り扱います。

（実施期日）

この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 17 年 5 月 2 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社メディアさいたまとの間で締結している放送サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する放送サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社メディアさいたまの約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社メディアさいたまのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の放送サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(ケーブルテレビサービスに関する経過措置)

当社は、「ケーブルテレビサービスに関する規約」を別に定め、ケーブルテレビサービスの提供を継続します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。

J:COM TV サービス

(実施期日)

この改定規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 10 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 17 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

(放送サービスの変更に關する経過措置)

当社は、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスへの変更を行ったケーブルテレビサービスに関する規約に定めるケーブルテレビサービスの加入者について、本約款料金表にかかわらず、サービス変更を行った日を含む暦月から翌々暦月までの間以下表の料金を適用します。

サービス名	番組利用料
J:COM TV デジタルサービス	3,980 円 (税込 4,179 円)
J:COM TV デジタルコンパクトサービス	

2 前項の適用を受ける加入者は、追加する機器として HT を使用することはできません。

3 当社は、以下の場合に第 1 項の適用を終了します。

(1) 加入者が、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスを一時停止した場合

(2) 加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合

(3) 加入者が、放送サービスの変更を行う場合

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 2 月 16 日から実施します。

(当社の依頼による放送サービスの変更に係る経過措置)

当社は、本改正規定の実施日から平成 21 年 5 月末日までに、有料番組の終了を理由とする当社からの依頼により、J:COM TV デジタル コンパクトサービス (J:COM TV デジタル コンパクト WOWOW パッケージサービスを除きます。) に放送サービスの変更を行ったケーブルテレビサービス加入者について、以下の条件を適用します。

変更した日の翌日から	番組利用料 (月額) を、200 円減額します。 番組表 (1 冊) を無料で配布します。 J:COM TV デジタル コンパクトサービスの一部の番組の提供および STB の B-CAS カードの使用機能を制限して提供します。
------------	---

2 当社は、前項の加入者が、J:COM TV デジタルサービスに放送サービスの変更を行った場合に前項の適用を終了します。

3 当社は、第一項に定める加入者には、平成 21 年 1 月 1 日実施の放送サービスの変更に係る経過措置は適用しません。

4 当社は、本改正規定の実施日から平成 21 年 5 月末日までに、有料番組の終了を理由とする当社からの依頼により、アナログ WOWOW パッケージ加入者が、J:COM TV デジタル WOWOW パッケージサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクト WOWOW パッケージサービスへの放送サービスの変更を行う場合、本約款料金表にかかわらず、以下の条件を適用します。

適用期間	変更したサービス	利用料	
変更を行った日を含む月を 1 と起算して 6 ヶ月間	J:COM TV デジタル WOWOW パッケージサービス	デジタル WOWOW パッケージ利用料	5,580 円 (税込 5,859 円)
	J:COM TV デジタル コンパクト WOWOW パッケージサービス	デジタル WOWOW パッケージ利用料	
変更を行った日を含む月を 1 と起算して 7 ヶ月目	J:COM TV デジタル WOWOW パッケージサービス	デジタル WOWOW パッケージ利用料	6,580 円 (税込 6,909 円)
	J:COM TV デジタル コンパクト WOWOW パッケージサービス	デジタル WOWOW パッケージ利用料	5,780 円 (税込 6,069 円)

5 当社は、前項に定める加入者が以下の場合に前項の適用を終了します。

(1) 加入者が、他の放送サービスへの変更を行った場合

(2) 加入者が、J:COM TV デジタル WOWOW パッケージサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクト WOWOW パッケージサービスを一時停止した場合

J:COM TV サービス

(3) 加入者が、別住所への設置場所の変更を行なった場合

6 当社は、本改正規定の実施日から平成 21 年 5 月末日までに、有料番組の終了を理由とする当社からの依頼により、スターチャンネルを視聴しているケーブルテレビサービスの加入者が、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスに放送サービスの変更を行い、継続してスターチャンネルを視聴する場合、本約款料金表にかかわらず、変更した日を含む月の翌月から 3 ヶ月の間、以下表の料金を適用します。

	J:COM TV デジタル サービス	J:COM TV デジタル コンパクトサービス
スター・チャンネルハイビジョン	1,570 円 (税込 1,679 円)	1,570 円 (税込 1,679 円) ただし、スター・チャンネル オン デマンドを除きます。
スター・チャンネルプラス		
スター・チャンネルクラシック		
スター・チャンネル オン デマンド		-

7 当社は、前項に定める加入者が以下の場合に前項の適用を終了します。

(1) 加入者が、スターチャンネルの視聴を解約した場合

(2) 加入者が、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスを一時停止した場合

(3) 加入者が、別住所への設置場所の変更を行った場合

(4) 加入者が、他の放送サービスへの変更を行った場合

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 17 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 21 年 2 月 6 日実施の (当社の依頼による放送サービスの変更に係る経過措置) の適用を受ける J:COM TV デジタル コンパクトサービスの加入者について、本改正規定実施の日から J:COM TV ライトサービスへ移行したものとみなします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

J:COM TV サービス

この改正規定は、平成 21 年 6 月 11 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 11 月 28 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

(株式会社シティケーブルネットに関する経過措置)

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約および規約等を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。
- (3) この約款は、平成 21 年 12 月 1 日より施行します。

(約款の廃止に関する経過措置)

この約款の実施に伴い、当社の放送サービス基本契約約款は廃止します。

2 この約款実施の際現に、放送サービス基本契約約款の規定により次表の左欄の契約を締結している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

デジタル放送	J:COM TV デジタルサービス
デジタル放送 (コンパクトコース)	J:COM TV デジタル コンパクトサービス

3 この約款における契約月数または利用月数は、放送サービス基本契約約款契約約款における契約月数または利用月数をそれぞれ通算して取り扱います。

4 この約款実施の際現に、放送サービス基本契約約款の規定によりサービスの休止をしている契約については、サービスを再開した日の属する月から、この約款第 13 条 (一時停止および再開) の規定を適用するものとします。

5 当社は、この約款実施の際現に、放送サービス基本契約約款の規定により第2項左欄の契約を締結している加入者に、本約款の規定にかかわらず、設置しているSTBの台数分まで、番組表を無料で配送します。

(アナログ放送およびデジタル放送ライトコースに関する経過措置)

この約款実施の際現に、放送サービス基本契約約款の附則(平成21年4月1日)の規定によるアナログ放送およびデジタル放送ライトコースの提供条件については、この約款の規定によります。

2 デジタル放送ライトコースおよびアナログ放送の利用料については、次表のとおりとします。

項目	金額(税込)	適用	
アナログ放送	基本利用料	3,900円 (税込4,095円)	ホームターミナル使用料(1台分)および番組表(1冊分)の料金を含む
	2台目以降のホームターミナル使用料	1,600円 (税込1,680円)	
	休止時のホームターミナル使用料	850円 (税込893円)	
	2冊目以降のプログラムガイド誌料金	200円 (税込210円)	プログラムガイド誌1冊毎
	オプションチャンネル利用料		
	スター・チャンネル	2,000円 (税込2,100円)	ホームターミナル1台毎
	アナログWOWOW	2,000円 (税込2,100円)	ホームターミナル1台毎
	J Sports Plus	1,300円 (税込1,365円)	ホームターミナル1台毎
	損害金		
	ホームターミナルの損害金	10,000円	ホームターミナル1台毎
ホームターミナル用リモコン損害金	500円	リモコンのみ未返却の場合、1個毎	
項目	金額(税込)	適用	
デジタル放送 (ライトコース)	基本利用料(ライトコース)	3,980円 (税込4,179円)	デジタルセットトップボックス使用料(1台分)の料金を含む
	2台目以降のデジタルセットボックス使用料(ライトコース)	1,500円 (税込1,575円)	デジタルセットボックス1台毎
	休止時のデジタルセットトップボックス使用料(ライトコース)	1,000円 (税込1,050円)	デジタルセットボックス1台毎
	HDDデジタルセットトップボックス基本利用料(ライトコース)	4,980円 (税込5,229円)	HDD デジタルセットトップボックス使用料(1台分)の料金を含む

J:COM TV サービス

2 台目以降のHDD デジタルセットボックス使用料 (ライトコース)	2,500 円 (税込 2,625 円)	HDD デジタルセットトップボックス 1 台毎
休止時のHDD内蔵デジタルセットトップボックス使用料 (ライトコース)	2,000 円 (税込 2,100 円)	HDD デジタルセットトップボックス 1 台毎
オプションチャンネル利用料		
スター・チャンネルハイビジョン	1,950 円	
スター・チャンネルプラス	(税込 2,048 円)	
スター・チャンネルクラシック		
デジタルWOWOW	2,300 円 (税込 2,415 円)	
衛星劇場	2,000 円 (税込 2,100 円)	
グリーンチャンネル	1,200 円	
グリーンチャンネル2	(税込 1,260 円)	
フジテレビ ONE ※注1	1,000 円	
フジテレビ TWO ※注1	(税込 1,050 円)	
フジテレビ NEXT	1,200 円 (税込 1,260 円)	
フジテレビ ONE	1,350 円	
フジテレビ TWO	(税込 1,418 円)	
フジテレビ NEXT		
AT-X	1,800 円 (税込 1,890 円)	
東映チャンネル	1,500 円 (税込 1,575 円)	
レジャーチャンネル	900 円 (税込 945 円)	
J sportsPlus	1,300 円 (税込 1,365 円)	
クラシカ・ジャパン	2,000 円 (税込 2,100 円)	
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,300 円 (税込 2,415 円)	

Mn e t	1,500 円 (税込 1,575 円)	
損害金		
デジタルセットトップボックス (ライトコース) 損害金	50,000 円	デジタルセットボックス 1 台毎
HDD デジタルセットトップボックス (ライトコース) 損害金	80,000 円	HDD デジタルセットトップボックス 1 台毎
デジタルセットトップボックス用リモコン (ライトコース) 損害金	3,000 円	リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
HDD デジタルセットトップボックス用リモコン (ライトコース) 損害金	5,000 円	リモコンのみ未返却の場合、1 個毎

注1 「フジテレビ ONE」及び「フジテレビ TWO」の2チャンネルセット項目となります。本セットの新たな申込みの受付および承諾を行ないません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

この約款実施前に支払いまたは支払わなければならなかった放送サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(この約款実施前に行なった手続きの効力等)

この約款実施前に放送サービス基本契約約款の規定により行なった手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行なったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、放送サービス基本契約約款の規定により提供している放送サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 1 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 1 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

J:COM TV サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。

(株式会社ジェイコム東上に関する経過措置)

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。

(放送サービスの変更に係る経過措置)

当社は、次表に定める適用内容に同意の上、J:COM TV デジタル コンパクトサービスに放送サービスの変更を行ったアナログ放送サービスの加入者について、以下の条件を適用します。

適用期間	適用内容
変更を行った日を含む月を1と起算して12ヶ月間	① 番組利用料（月額）を、680 円減額します。 ※ハイグレード、セミグレード、サテライト、エコノミー、BS コース、オプションコースの加入者は上記に加えて、500 円減額します。 ② J:COM TV デジタル コンパクトサービスの一部の番組の提供および双方向通信機能を制限して提供します。
変更を行った日を含む月を1と起算して13ヶ月目以降	① 番組利用料（月額）を、200 円減額します。 ② J:COM TV デジタル コンパクトサービスの一部の番組の提供および双方向通信機能を制限して提供します。

2 当社は、前項に定める加入者が、以下の場合に前項の適用を終了します。

- (1) 加入者が、J:COM TV デジタル コンパクトサービスを一時停止した場合
- (2) 加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合
- (3) 加入者が、他の放送サービスへの変更を行う場合

3 当社は、第一項に定める適用を受ける加入者には、平成 22 年 1 月 1 日実施の（放送サービスの変更に係る経過措置）は適用しません。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 5 日から実施します。

(放送サービスの変更に係る経過措置)

当社は、以下に定める規定に同意の上、J:COM TV ライト サービスへの変更を行ったケーブルテレビサービスに関する規約に定めるケーブルテレビサービスの加入者について、本約款料金表にかかわらず、B-CASカードの使用機能を提供します。

2 前項の適用を受ける加入者は、追加する機器として HT を使用することはできません。

3 当社は、以下の場合に第 1 項の適用を終了します。

- (1) 加入者が、J:COM TV ライト サービスを一時停止した場合

J:COM TV サービス

(2) 加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合

(3) 加入者が、放送サービスの変更を行う場合

4 加入者は、J:COM TV ライト サービスへの変更を行った日を含む月を1と起算して6ヶ月の間に、第3項に定める適用の終了があった場合は、解除料3,000円(税込3,150円)の支払いを要します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年3月11日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年5月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第1種定期契約 【地デジ・BSパック(1年契約)】	第1種定期契約 【J:COM TV My style(1年契約)】
------------------------------	--------------------------------------

(実施期日)

本改正規定は、平成22年7月15日から実施します。

(実施期日)

J:COM TV サービス

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 9 月 9 日から実施します。

(実施期日)

「ケーブルテレビサービスに関する規約」(平成 19 年 5 月 1 日施行)は当該サービスの終了に伴い平成 22 年 9 月 30 日をもって廃止いたします。

(実施期日)

本改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 2 月 24 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ジェイコム東上、および株式会社シティケーブルネット間で締結している本サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正規定実施の際現に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社ジェイコム東上、および株式会社シティケーブルネットとの規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社ジェイコム東上、および株式会社シティケーブルネットとのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の本サービスに

J:COM TV サービス

関する手続きその他の行為とします。

2 株式会社ジェイコム東上、および株式会社シティケーブルネットの以下附則は引継ぐものとします。なお、以下附則中「当社」は「ジェイコムさいたま」に読み替えるものとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 24 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 15 日から実施します。

(経過措置)

この「大学生協 TV 学割 4 年キャンペーン」は本改正規定実施の日から、平成 24 年 4 月 15 日までに、J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび無線ホーム LAN サービス対応型の端末接続装置を「大学生協 NET 学割キャンペーン」でお申し込みの上で本約款の J:COM TV デジタルサービスに新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 24 年 4 月 30 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にか

J:COM TV サービス

かわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して48ヶ月間は月額利用料について、2,504円（税込2,704円）を減額するものです。

2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

- (1) 当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡旋を証明する書面を提出するもの
- (2) 当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本約款に定める有線テレビジョン放送サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの
- (2) 当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの
- (3) 当社に登録されていない大学の生徒
- (4) 集合住宅契約の締結を行っていない世帯

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

(経過措置)

この「ブルーレイHDR利用料割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社に第7種定期契約もしくは第8種定期契約に新規で申込み、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を1と起算して12ヶ月間の録画機能付きSTB（タイプⅢに限る）1台分の利用料金を1,857円（税込2,005円）で提供します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

J:COM TV サービス

- (1) 当社が定める第7種定期契約もしくは第8種定期契約を既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
- (2) 平成24年10月15日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

(経過措置)

この「お得プランミニ スタート割引キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約もしくは第10種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約に申し込まれ、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して12ヶ月間は月額利用料から952円(税込1,028円)を減額します。

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
 - (2) 平成24年10月15日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

(経過措置)

この「機器限定 J:COM TV 追加キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社が定める デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの加入者が、2台目以降を申し込まれ、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して24ヶ月間は2台目以降の機器使用料を933円(税込1,007円) / STB1台とします。但し、本キャンペーンで適用する2台目以降のSTBは当社が定める機種に限ります。

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 申込みの時点で、J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれかに加入している、もしくは新規加入と同時に2台目以降の申込みがあること
 - (2) 2台目以降で加入するサービスは、1台目のサービス(J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれか)と同じであること

J:COM TV サービス

(3) 平成 24 年 10 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

- 3 当社は加入者が、1 台目および 2 台目以降のサービスを J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービス以外への変更を行う場合には本キャンペーンの適用を終了します。また、1 台目および 2 台目以降のサービスが J:COM TV デジタルサービスの場合に、J:COM TV デジタル コンパクトサービスに変更する場合も、本キャンペーンの適用を終了します。
- 4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(経過措置)

この「新築一戸建て新入居 2 年間 追加地デジ/BS デジコース無料キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、当社に J:COM TV デジタルサービスに新規で申込みをされ、平成 25 年 3 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 24 ヶ月間の第 24 条の 2 (追加の機器等の使用)に規定する機器等使用料を 2 台目まで無料とします。但し、本キャンペーンで適用する STB は当社が定める機種に限ります。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) この改正規定の実施の日から提供開始期限までに、一度も住居として利用されたことの無い一戸建て住宅に限る
- (2) 加入者は J:COM TV デジタルサービスを 1 台以上申込みしていること
- (3) 平日までに本サービスの適用が開始されていること

- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 9 種定期契約もしくは第 10 種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第 10 種定期契約に申し込まれ、平成 25 年 1 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 952 円 (税込 1,028 円) を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと

J:COM TV サービス

(2) 平成 25 年 1 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「ブルーレイ HDR・HDR 利用料割引キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 1 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、下表に定める金額を減額します。

対象サービス	減額後料金	適用期間
第 1 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ	1,857 円 (税込 2,005 円)	12 ヶ月
第 2 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ		
第 11 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ		
第 12 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ		
第 7 種定期契約		
第 8 種定期契約		
録画機能付き STB の利用料タイプ I	無料	3 ヶ月
第 1 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		
第 2 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		
第 11 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		
第 12 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 第 1 項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
 - (2) 平成 25 年 1 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM 学割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成 24 年 12 月 31 日までに、インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で本約款デジタルサービスに申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月か平成 29 年 3 月 31 日までは月額利用料を 2,476 円(税込 2,674 円)とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

(1) 平成 25 年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

(2) 当社が定める集合住宅(2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅)に入居する者

(3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本キャンペーンの申込みの時点で、当社の定めるインターネット接続サービスの提供を受けているもの

(2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM 対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所が J:COM IN MY ROOM 対応物件になる場合は J:COM IN MY ROOM 対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。

(3) 本キャンペーン適用中に転居をした場合

(4) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料 6,000 円(税込 6,480 円)を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

(1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

(2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるインターネット対応物件となる場合

(3) 本キャンペーンの解除の際に、当社の J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置の利用は継続される場合、ただし、本キャンペーンの適用開始月から 6 ヶ月未満で解約したときにはこの限りではありません。

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この「ブルーレイ HDR キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 2 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、定期契約の満了日の属する月までの録画機能付き STB (タイプⅢに限る) の月額利用料を 1,857 円 (税込 1,950 円) とします。

第 1 種定期契約
第 2 種定期契約
第 7 種定期契約
第 8 種定期契約
第 11 種定期契約
第 12 種定期契約

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 第 1 項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
- (2) 平成 25 年 2 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 6 日までに、当社が定める本約款の第 9 種定期契約もしくは第 10 種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第 10 種定期契約に申し込まれ、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 6 ヶ月間は月額利用料から 952 円 (税込 1,028 円) を減額します。

J:COM TV サービス

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
 - (2) 平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 11 日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 6 日までに、当社が定める本約款の第 11 種定期契約のコース I または第 12 種定期契約のコース I に申し込まれ、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 6 ヶ月間は月額利用料から 476 円 (税込 514 円) を減額します。

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
 - (2) 平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 18 日から実施します。

(経過措置)

この「家族スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の放送サービスに申し込まれ、平成 25 年 8 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 476 円 (税込 514 円) を減額します。

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
 - (2) 本キャンペーン申込の時点で、一親等以内の親族が特定事業者に加入していること
 - (3) 平成 25 年 8 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

J:COM TV サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この「ブルーレイ HDR キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、平成 25 年 1 月 1 日から平までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 2 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、定期契約の満了日の属する月までの録画機能付き STB (タイプⅢに限る) の月額利用料を 1,857 円(税込 2,005 円)とします。

第 1 種定期契約
第 2 種定期契約
第 3 種定期契約
第 4 種定期契約
第 7 種定期契約
第 8 種定期契約
第 11 種定期契約
第 12 種定期契約

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 第 1 項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
 - (2) 平成 25 年 2 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(経過措置 2)

この「J:COM TV 最大 2 ヶ月無料キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 8 月 15 日までに下表に掲げる対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、それぞれの定期契約で定める 2 ヶ月間の月額基本利用料を無料とします。

対象サービス	その他の条件
第 3 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める
第 4 種定期契約	J:COM NET 12M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
インターネット接続サービス契約約款に定める第 5 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 12M コースまたは J:COM NET ウルトラ

J:COM TV サービス

	160M コース
第 9 種定期契約	—
第 10 種定期契約	—
電話サービス契約約款に定める第 10 種定期契約またはプライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 10 種定期契約、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 10 種定期契約	—
第 11 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める
第 12 種定期契約	J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
- (1) 当社の提供するサービスに新規に加入、または当社の提供する放送サービスに新規に加入する場合
 - (2) 平成 25 年 8 月 15 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この「ブルーレイ HDR キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 8 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず下記の条件を適用します。

- (1) 提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、下記に示す対象サービスの定期契約の満了日の属する月までの録画機能付き STB (タイプⅢに限る) の月額利用料を 1,857 円 (税込 2,005 円) とします。

第 1 種定期契約
第 2 種定期契約
第 3 種定期契約
第 4 種定期契約
第 7 種定期契約
第 8 種定期契約
第 11 種定期契約
第 12 種定期契約

- (2) 提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 3 ヶ月の月額利用料を無料とします。

J:COM TV サービス

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 第1項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
 - (2) 平成25年8月15日までに本サービスの適用が開始されていること
- 3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年6月27日から実施します。

ただし、有料番組「パチンコ★パチスロTV!」は、平成25年7月1日から提供を開始します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月9日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月23日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置1)

この「J:COM 学割キャンペーン TV+NET コース」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、インターネット接続サービス契約約款に定めるJ:COM NET ウルトラ160MコースおよびJ:COM ホームWi-Fiサービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で、本約款のJ:COM TV デジタルサービス契約者(高機能型STBタイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。)から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算

J:COM TV サービス

して48ヶ月間は、月額利用料を2,476円（税込2,674円）とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申し込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、当社が定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
- (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

5 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

（経過措置2）

この「J:COM 学割キャンペーン WiMAX+TV コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、WiMAX サービス利用規約に定めるWiMAX年間サポートをお申し込みの上で、本約款のJ:COM TV デジタルサービス契約者（高機能型STBタイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。）から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して48ヶ月間は、J:COM TV デジタルサービスの月額利用料を2,476円（税込2,674円）にて、また高機能型STBタイプⅣの月額利用料を無料にて提供します。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申し込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、WiMAX サービス利用規約に定めるWiMAX年間サポートまたは当社の定める放送サービスの提供を受けている者
- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
- (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

5 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 3 月 27 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際に、高機能型 STB (タイプ V) および第 11 種定期契約もしくは第 12 種定期契約、第 13 種定期契約、第 21 種定期契約、第 22 種定期契約における高機能型 STB、第 23 種定期契約、第 24 種定期契約の提供を開始します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額 (地方消費税を含む) は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 5 月 28 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この「J:COM TV 2 ヶ月無料キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 3 種定期契約もしくは第 4 種定期契約(お得プラン)または第 11 種定期契約もしくは第 12 種定期契約 (J:COM TVMy style NEXT、コース I を除きます)、第 14 種定期契約もしくは第 15 種定期契約 (スマートお得プラン EX)、第 17 種定期契約もしくは第 18 種定期契約(スマートセレクト EX)、第 19 種定期契約もしくは第 20 種定期契約(スマートお得プラン)、第 21 種定期契約もしくは第 22 種定期契約 (スマートセレクト)、または当社が別に定めるインターネット接続サービスの第 5 種定期契約 (In My Room お得プラン) のいずれかに申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して、本約款に定める定期契約の月額基本利用料または In My Room サービスで定める TV 月額基本利用料を 2 ヶ月間無料とします。また、加入月は日割りとなる月額基本料を無料とします。また、Smart TV Box サービス利用規約に定める月額利用料については別途必要となります。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本キャンペーンに定める対象の放送サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること

J:COM TV サービス

- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
 - (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合
- 4 本規定に定める無い事項は全て本約款に準じて取り扱います。
- 5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(経過措置2)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成26年7月31日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約または第10種定期契約(お得プランミニ)に申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して下記に定める期間、月額利用料から1,905円(税込2,057円)を減額します。ただし、加入月は日割りにて割引を行いません。

定期契約名	適用期間
お得プランミニ	6ヶ月

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること
 - (2) 本キャンペーン申し込みの時点で当社が提供するサービス(本約款に定めるサービスおよび当社が定める別の約款・規約に定める全てのサービス)を利用されていないこと
 - (3) 平成26年8月31日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること
- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
 - (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合
- 4 本規定に定める無い事項は全て本約款に準じます。
- 5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。ただし、平成26年9月3日までの間、当社は新規加入手数料(2,000円(税込2,160円))を引き続き適用します。契約事務手数料の適用開始は、平成26年9月4日からとします。

(実施期日)

J:COM TV サービス

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日) 平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

(実施期日) 平成 27 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日) 平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 22 日から実施します。

(経過措置)

- 1 この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたは J:COM TV スタンダードサービス、J:COM TV コンパクトサービスに申込みをされた所沢局または東上局の契約者は、平成 27 年 10 月号（平成 27 年 9 月末発送予定）の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。
- 2 この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたは J:COM TV スタンダードサービスに申込みをされ、6 ヶ月を経過していない所沢局または東上局の契約者は、料金表 I に定める番組表の無料は、設置月から 6 ヶ月以内であっても適用を行わず、第 1 項に準じ、平成 27 年 10 月号（平成 27 年

J:COM TV サービス

9 月末発送予定) の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。

3 この改正規定実施の日から、下記の経過措置を廃止します。

(1) 平成 21 年 2 月 16 日実施の「当社の依頼による放送サービスの変更に係る経過措置」に定める、番組表 (1 冊) を無料で配布する措置。

(2) 所沢局における平成 21 年 12 月 1 日から実施の「株式会社シティケーブルネットに関する経過措置」に定める、番組表を無料とする措置。

4 この改正規定実施の日から、本約款に定めのない番組表を無料とする経過措置は終了します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

J:COM TV サービス

この改正規定は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 21 日から実施します。

(経過措置)

本改正規定実施の日から、高機能型 STB（タイプⅥに限ります）において、「4K・8K 試験放送」（以下、「試験放送」といいます。）を、を開始いたします。

2 前項に定める試験放送は、事前の予告無く、提供を停止もしくは中止することがあります。

3 前項までに定める試験放送は、番組タイトル・テレビ画面・番組表などの「8K」「HDR」表記に関わらず、すべて 4K 画質での放送となります。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 31 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタANDARDサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタANDARD基本番組使用料を 4,095 円（税込 4,422 円）とします。

(2) 第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

J:COM TV サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

本改正により本附則実施期日平成 29 年 3 月 21 日より実施した経過措置「試験放送」について平成 30 年 7 月 23 日をもって提供を停止したことをお伝えします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

なお、料金表 料金表 I 利用料・工事費等および料金表Ⅲ ハートフルプラン・同所注の従前の項目タイプⅥは本改訂に係わらず平成 30 年 12 月 1 日よりタイプⅤになることとし、それまでの間は従前の利用料等を適用いたします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

なお、料金表Ⅱの第 7 条および第 13 条の変更については、同実施日以降の提供に適用し、変更前に既に提供を受けている場合は従前の条件で提供いたします。